

5-(1)	リチウムイオン電池設置時の危険物数量に関する規制緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	消防法 第九条の四(指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの基準等)、同第十条(危険物の貯蔵・取扱いの制限等) 危険物の規制に関する政令第一条の十一 火災予防条例 第三条(少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準)、同第三二条(品名又は指定数量を異にする危険物)
要望の具体的内容	リチウムイオン電池の貯蔵において、危険物数量の基準を緩和すべきである。
規制の現状と要望理由	<p>現在、重要なICT装置に対する供給電力の信頼性・安定性確保のためにUPS(無停電電源装置)・整流器が利用されている。UPS・整流器には停電時のエネルギー源として鉛蓄電池が使用されているが、蓄電池の省スペース化、軽量化が図れることから、リチウムイオン電池の導入が期待されている。</p> <p>しかしながら、リチウムイオン電池の電解液には危険物が使用されており、現在の法規制では、危険物数量の基準(200L)を超えると、少量危険物に該当し、リチウムイオン電池を貯蔵または取り扱う施設は、一般取扱所として、防火区画室の設置、危険物数量に見合った消火設備・換気設備等の対策が求められる。この結果、データセンタ等へのリチウムイオン電池の導入が妨げられている。</p> <p>リチウムイオン電池の安全性については、下記に関する規制を設けることにより、担保できると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貯蔵に使用する容器の性能、設置方法 ②電解液の難燃性能 ③発火、発煙等への保護機能 <p>リチウムイオン電池の貯蔵に係る危険物数量基準を緩和し、例えば、データセンタ用のシステムを構築するために必要な20,000L程度までとすることを要望する。</p> <p>なお、消防庁は、8月、「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」を発足させ、リチウムイオン電池の火災危険性について再検証を行うとともに、リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方等について検討を開始したところであり、「規制・制度改革に係る追加方針(2011年7月22日閣議決定)」では、平成23年度検討開始、平成24年度結論を得次第措置とされている。本件要望も含め、早期に結論を得て措置すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁危険物保安室

5-(2)	工場等のエレベーターの定期自主検査実施期限日の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	労働安全衛生法第45条第1項 クレーン等安全規則第155条
要望の 具体的内容	<p>工場等のエレベーターについては、労働安全衛生法及びクレーン等安全規則第155条により「一月以内ごとに一回、定期に」自主検査を実施することになっており、検査を実施した翌月同日が土日祝祭日の場合は検査日を前倒しする必要がある。</p> <p>クレーン等安全規則の規定を「おおむね一月以内ごとに一回」に見直すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>建築基準法で検査しなければならない事務所等のエレベーターは、「昇降機の維持および運行の管理に関する指針（建設省住防発第17号（平成5年6月30日））」の第12項定期点検・整備等において「おおむね一月以内ごとに点検その他必要な整備又は補修」を行うようになっており、翌月の検査日を2, 3日前後させることを容認する規定となっている。</p> <p>他方、労働安全衛生法で実施しなければならない工場等のエレベーターは、「クレーン等安全規則」の第155条において、「一月以内ごとに一回、定期に、自主検査を行わなければならない」となっており、検査を実施した翌月同日が土日祝祭日の場合は、次回検査を前倒しする必要がある。月によっては一月に2回（月初めと月末に）検査を実施しなければならない。</p> <p>構造が同種のエレベーターの検査期限が、適用される法律の違いにより異なるのは不合理であり、工場等のエレベーターの検査期限を、事務所等のエレベーターと同じ「おおむね一月以内ごとに一回」検査を行えば良いように見直すべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 国土交通省住宅局建築指導課